

○ふじみ野市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領の制定について（依命通達）

平成25年3月1日

通達ふ管第3号

改正 平成28年7月22日通達ふ契第4号

令和2年2月28日通達ふ契第3号

令和5年3月13日通達ふ契第1号

令和7年9月25日通達ふ契第1号

このことについて、下記のとおり取扱要領を定めたので、平成25年3月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から、これにより取り扱うよう、命により通達する。

記

ふじみ野市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、ふじみ野市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法（昭和24年法律第100号）で定める主任技術者の専任に係る必要な事項を定め、もって建設工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法第26条及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「施行令」という。）第27条に規定される請負代金額が4,500万円（建築一式工事にあつては9,000万円）以上の工事で主任技術者が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

（専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事）

第3条 前条において定める工事は、工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事であり、かつ、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度の範囲内にある工事とする。

2 兼務可能となる対象の工事は、施行令第27条第1項に規定される建設工事とする。

3 第1項の施工に当たり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請け業者で施工する場合を含むものとする。

（工事現場の相互の間隔）

第4条 前条第1項において定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

（同一の主任技術者が兼務できる工事の数）

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は、2

件とする。ただし、施行令第 27 条第 2 項に規定される密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつては、この限りでない。

（提出書類）

第 6 条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補者となった時点で発注者に専任を要する主任技術者の兼務届出書（別記様式）を提出するものとする。

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

（監理技術者への変更）

第 7 条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、主任技術者の途中交代を認めるものとする。

（適用除外）

第 8 条 次の各号のいずれかに該当する工事は、専任の主任技術者の兼務を認めないものとする。

（1） ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱（平成 22 年ふじみ野市訓令第 60 号）で定める低入札価格調査を経て契約を締結する工事

（2） ふじみ野市建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成 17 年ふじみ野市告示第 12 号）の規定の適用を受けて施工する工事

別記様式（第6条関係）

（表）

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。
記

主任技術者氏名	
新たに配置する工事	
専任・非専任の区分	専任 非専任 ※どちらかに○をつける
工事名	
工事場所	
請負予定金額	
工事期間	年 月 日～ 年 月 日
現場代理人予定者	※現時点の予定者
発注者、工事担当課	※公告等に記載してあるもの
既に配置している工事	
専任・非専任の区分	専任 非専任 ※どちらかに○をつける
工事名	
工事場所	
請負代金額	
工事期間	年 月 日～ 年 月 日
現場代理人	
発注者、工事担当課	
工事担当者、電話番号	
兼務場所 距離 . k m 縮尺 1: （縮尺を記入すること）	

(裏)

注意事項

- 1 本届出書は、契約締結前（落札候補者の時点）に提出してください。
- 2 本届出書は、主任技術者が2つの工事において両方とも専任が必要な場合又は一方が専任が必要かつ他方は専任が不要な場合に提出してください。
- 3 既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得ること。
- 4 本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は、契約書及び工事の内容）を提示すること。
- 5 兼務場所欄には地図を貼付するとともに、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記すること。別紙でも可。
- 6 既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は、不要であり、枠内に「同一場所における兼務」と記載すること。
- 7 本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出すること。
- 8 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限りします。

【発注者チェック欄】

- ① ☐ 一体性又は連続性が認められる
- ① ☐ 相互に調整を要する
- ② ☐ 工事現場の相互の距離が10km以内
- ③ ☐ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている
- ④ ☐ 主任技術者の資格要件
- ⑤ ☐ 工事实績情報システム（CORINS）登録状況

別記様式（第 6 条関係）

（令 2 通達ふ契 3 ・ 一部改正）